

改正法施行に向けた課題（政省令等）について

今回の容器包装リサイクル法の改正等を受け、今後検討すべき主な政省令事項等は以下のとおり。

前半（施行を平成 19 年 4 月 1 日に予定している政省令等）

1. プラスチック製容器包装の再商品化手法（熱回収）（法第 2 条第 8 項）【政令】

概要

サーマルリカバリーについては、意見具申を踏まえ、再商品化手法としての位置付け、具体的な手法について検討する。

「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について」

（中央環境審議会意見具申：平成 18 年 2 月 22 日） 以下「意見具申」として表記

3 再商品化手法の見直し

（1）プラスチック製容器包装の再商品化手法

- プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルについて、得られる原材料の品質向上、再商品化単価の低減及び残さの低減を図る観点から、特定事業者が、消費者に分かりやすい材質表示を容器包装に付する等、分別排出及び分別収集を実施しやすくする措置を図り、その上で、プラスチック製容器包装の分別収集をよりきめ細かなものとするのが有効である。

例えば、マテリアルリサイクルに適した特定の容器包装（PP や PE 単体であり、かつ形状により容易に判別できるもの等）について、他と異なる識別表示を付することとし、他のプラスチック製容器包装と区分して分別収集することが考えられる。

- マテリアルリサイクルで得られる再商品化製品について一定レベル以上の品質を確保するため、再商品化製品の品質基準（水分、塩素分等）を導入することが有効である。
- 容器包装廃棄物の再商品化における費用対効果の適正化を図るため、マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルに係る標準コストを設定し、これを指定法人が実施する入札において活用することも一方策である。
- 平成18年度以降5年間におけるプラスチック製容器包装の分別収集見込量と再商品化見込量を比べると、分別収集量が再商品化能力を上回る可能性があるが、こうした場合の対応として、循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持しつつ、緊急避難的にサーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることを検討する必要がある。

具体的な手法については、市町村の一般廃棄物処理施設における発電・熱利用と比較して優位かどうか等を十分勘案しつつ検討すべきである。

- ・ なお、残さを減らし、収率を上げるため、マテリアルリサイクルの結果生じた残さを、例えばRPF等に有効利用（ジョイント利用）することが考えられるが、マテリアルリサイクルの結果生じた残さを原料とした再商品化製品について常に適当な品質を確保することは容易でないこと等から、このような残さのジョイント利用を再商品化計画に位置付けることについては困難な面が多いと考えられる。

下線は関係部分

法律及び施行令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条（略）

2～7（略）

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。

二～四（略）

9～13（略）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（抜粋）

（燃料として利用される製品）

第1条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第2条第8項第1号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 主として紙製の容器包装であって次に掲げるもの以外のものに係る分別基準適合物を圧縮又は破碎することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの
 - イ 主として段ボール製の容器包装
 - ロ 飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

二 炭化水素油

三 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

下線は関係部分

2. 基本方針の改定（法第3条第1項）【告示】

概要

今回の法改正で基本方針に係る規定が追加されており、この規定は法律の公布後6か月以内に政令で定める日から施行される。

これを受け、基本方針を改定し、改正法に新たに規定された「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」や排出抑制に係る規定を追加する必要がある。

意見具申

4 その他の論点

(2) 容器包装廃棄物の輸出の位置付け

ペットボトルについては、住民の分別排出と税負担による分別収集・選別保管により分別の徹底が図られているが、その結果として、スチール缶やアルミ缶と同様、廃ペットボトルが有価物として、国内事業者引き渡され、容器包装リサイクル制度の下で国内でリサイクルされずに海外へ輸出される事態が生じている。

容器包装リサイクル法施行当初は、ペットボトルの分別収集量が急激に伸びたため、国内のリサイクル体制が間に合わず、一時、市町村が収集したペットボトルの再商品化が滞る事態が生じたが、その後、容器包装リサイクル法により創出されたペットボトルリサイクルという新たな市場への新規参入事業者が相次ぎ、現在では、分別収集計画量に相当する再商品化能力が十分に備わってきている。しかしながら、最近廃ペットボトルが海外に輸出される動きが見られること等により、国内の再商品化事業者の再商品化能力が指定法人によるペットボトルの引取量を大きく上回り、再商品化事業者の経営が困難な状況となっている。

このように住民の努力と負担により「資源化」されたものが海外に流出し、国内のリサイクル産業が崩壊につながりかねない状況にあることを踏まえ、こうした事態を回避するための措置を検討する必要がある。

また、海外に輸出される廃ペットボトルについては、その状態等によっては廃棄物又は「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」に規定する特定有害廃棄物等に該当する可能性があることから、環境省では、平成17年1月に、関係する地方公共団体に対して、ペットボトル等の不適正な輸出の防止に関する通知を発出したところであり、本通知の徹底を図るとともに、容器包装廃棄物の不適正な輸出を防止するための水際におけるチェックを強化するための措置、例えば、税関職員との廃棄物等の輸出入に係る意見交換、税関と環境省地方環境事務所との更なる連携強化等が必要である。

これらに加え、廃ペットボトルの輸出状況に関する基礎的な情報として、貿易統計を活用することにより、廃ペットボトルの輸出量の把握に努めることが必要である。

下線は関係部分

(基本方針)

第3条 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向

二 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

三 (略)

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

五・六 (略)

七 環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

八 その他容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項

3 (略)

下線は改正部分

3 . 事業者の判断の基準となるべき事項（法第7条の4から法第7条の7まで）

【政令・省令】

概要

改正法のうち、事業者の判断の基準となるべき事項に係る規定が平成19年4月1日から施行されることを受け、

法第7条の4第1項に規定する、容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種（政令）

法第7条の6に規定する、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために必要な措置の実施の状況に関して定期の報告が必要となる指定容器包装利用事業者の要件（政令）

法第7条の4に規定する、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組むべき措置に関する基準（省令）等を定める必要がある。

意見具申

1 発生抑制及び再使用の推進

(5) レジ袋等無料配付される容器包装に対する対策

スーパーマーケット等の小売店において無料配布されているレジ袋等は、プラスチック製容器包装全体の中で大きな割合を占めており、レジ袋等の安易な配布・使用を抑制し、消費者による買物袋の持参を促進することは、容器包装廃棄物の排出量を削減する上で喫緊の課題である。

これらのレジ袋等は、消費者の日常の暮らしに非常に身近な存在であるとともに、特に消費者の主體的な行動によりその使用を選択し削減を図ることができる容器包装であるため、レジ袋等に係る配布・使用の抑制対策は、容器包装廃棄物の発生抑制等に関する消費者をはじめとする関係者の意識の向上に大きな効果があると期待される。このため、レジ袋等について、これまでの小売業者の自主的な努力により達成されたマイバッグ持参率の水準を更に向上させ、その使用量を大きく削減できるよう、小売店における無料配布の抑制のための法的措置を講ずることにより、買物袋の持参を促進することが必要である。この措置の具体的な内容については実効性の確保を旨としつつ法制的な観点も含め妥当な方策を検討すべきである。

これらの措置の対象としては、公平性の観点から、利用する業態としては、スーパーマーケットのほか、コンビニエンスストア、百貨店等も含めるとともに、袋の種類としては、いわゆるレジ袋だけでなく、同様の機能を有するプラスチック製又は紙製の手提げ袋等も対象とすべきである。なお、具体的に対象を検討するに当たっては、それぞれの小売業の業態や個々の袋等の機能について、十分に勘案することが必要である。

また、地域の小規模な小売店等については、消費者の参加の下で地方公共団体との自主協定を締結すること等により、地域の取組として一層のレジ袋等の発生抑制を図ることも有効である。

これらのレジ袋等の削減の取組については、もったいないふるしき、マイバッグ・もったいないバッグ等の利用促進等の国民運動の展開を図るとともに、小売業者と地元の市町村や消費者団体等との連携を深めることにより推進していくことが必要である。

こうしたレジ袋等の有料化により小売店に提供された資金については、一般の売上げとは区分して取り扱うなど透明性を確保した上で、循環型社会の構築に向けた消費者の負担の社会への還元という観点から、それぞれの事業者が、リサイクル等の循環対策や自然再生等の環境保全活動に対する支援といった環境対策へ充当することが適当である。

なお、レジ袋等が有料化された場合においても、容器包装リサイクル法の対象とする等、レジ袋等の製造・利用事業者によりレジ袋等のリサイクルが引き続き確実に実施されるような措置を講ずることが必要である。

(6) 発生抑制等に係る指針の策定や達成状況の報告等による事業者の自主的取組の促進

事業者による発生抑制等に係る自主的な取組は進みつつあるが、個々の事業者ごとの取組の進捗に差があるため、容器包装の使用量の削減、リターナブル容器の利用等に関して、事業者全体の取組の底上げを図るための方策が必要である。

したがって、発生抑制等に係る対策が十分に進んでいない事業者に対し、先行的な取組を行っている事業者の対策を普及させ、事業者の自主的な取組の裾野を広げていくことが必要であり、さらに、事業者が漏れなく取組に参加することを担保するためには、法的な枠組みの下でこうした取組の促進を図ることが必要である。

このような環境負荷低減の観点から事業者による自主的取組をより促進するための措置としては、容器包装廃棄物の発生抑制等の促進に係る指針（対策が十分進んでいない事業者に対し、対策が比較的進んでいる事業者レベルの対策を促すための指針）を国が示した上で、容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、発生抑制等の取組の実施状況に関する報告を求めるとともに、事業者への指導・助言、発生抑制等が著しく不十分な特定事業者に対しての勧告・公表・命令等の措置を講ずることが有効である。

下線は関係部分

改正法条文

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第7条の4 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、主務省令で、その事業において容器包装を用いる事業者であって、容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（以下「指定容器包装利用事業者」という。）が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組むべき措置に関して当該事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2～4 (略)

(定期の報告)

第7条の6 指定容器包装利用事業者（特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。）であって、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「容器包装多量利用事業者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第7条の7 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

下線は改正部分

4. その他

(1) みりん風調味料・めんつゆ等を充てんするペットボトルに係る容器包装区分

(法第2条第7項)

【省令】

概要

めんつゆ・みりん風調味料等を充てんするペットボトルに係る容器包装区分について、従来の「プラスチック容器包装(ペットボトルを除く)」から「ペットボトル」に変更することを検討する。

意見具申

(4) 識別表示の在り方

資源有効利用促進法による識別表示は、容器包装リサイクル法の再商品化義務と異なり、事業規模の大小に関係なく、すべての容器包装の製造・利用事業者に義務が課せられており、経済産業省が平成15年度末に行った調査では、その時点で約98%程度の対象容器包装に識別表示がされていることが確認されているが、消費者の分かりやすさの観点等から、適宜、容器包装の識別表示を精査し見直しを行うことが必要である。

また、例えば、マテリアルリサイクルに適した特定の容器包装(PPやPE単体であり、かつ形状により容易に判別できるもの等)について、他と異なる識別表示を付すことにより、他のプラスチック製容器包装とは分けて分別収集することも可能となり、このようなことを通じて再商品化の質的向上を図ることもできる。

これに加え、事業者に対し、消費者が見やすい位置への識別表示の添付を促すことが必要であろう。

なお、現行制度上プラスチック製容器包装と区分されているが、めんつゆやみりん風調味料が充てんされているペットボトルについては、消費者の分かりやすさの観点等から、ペットボトルの区分とし、識別表示もそれに合わせることが適当である。

下線は関係部分

法及び施行規則

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(抜粋)

(定義)

第2条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分(以下「容器包装区分」という。)ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8～13 (略)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(抜粋)

(容器包装区分及び特定分別基準適合物)

第4条 法第2条第7項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分

別基準適合物とする。

一～四 (略)

五 別表第1の7の項に掲げる商品の容器商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの(飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。)に係る分別基準適合物

六 (略)

別表第1 (第1条関係)

1～6	(略)
7	商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、 <u>飲料又はしょうゆを充てんするためのもの</u> (1) 瓶 (2) (1)に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
8～9	(略)

下線は関係部分

(2) 認定に係る自主回収の実施状況について主務大臣へ報告すべき事項

(法第18条第3項)【省令】

概要

認定に係る自主回収の実施状況の報告に関する規定は、改正法の公布後6か月以内の政令で定める日から施行されることを受け、認定に係る自主回収の実施状況について主務大臣へ報告すべき事項を定める必要がある。

改正法条文

(自主回収の認定)

第18条 特定事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による認定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

4～5 (略)

下線は改正部分

(3) その他

検討中

< 後半(施行を平成 20 年 4 月 1 日に予定している省令等) >

5 . 事業者から市町村に対する資金の拠出 (法第 10 条の 2)

再商品化に要すると見込まれた費用の総額 (省令)

各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額 (省令) 等

品質評価の具体的方法

6 . その他

きめ細かいプラスチック製の容器包装廃棄物の分別収集

リターナブルびんの市町村による分別収集

等

後半の課題は、本年秋以降検討予定

今後の検討スケジュールについて

【 前 半 部 分 】 （施行を平成 19 年 4 月 1 日に予定している政省令等）

（平成 18 年）

8 月 1 日	第 1 回小委員会 （法施行に向けた今度の検討課題に関する審議）
8 月 中	いただいた御意見を踏まえ、事務局で骨子案の調整
9 月上旬（予定）	第 2 回小委員会 （骨子案についての審議）
9 月下旬～ 10 月下旬	パブリック・コメント
11 月上旬	政省令等の公布

【 後 半 部 分 】 （施行を平成 20 年 4 月 1 日に予定している省令等）

11 月下旬（予定）～ 後半部分に関する小委員会の開始

（平成 19 年）

夏 頃 パブリック・コメント等の手続
 省令等の公布